

# じんけん

— 子どもたちの未来のために —



「ありがとう」も「さようなら」も言えず、大切な人を失った あの日  
大切なものが瓦礫（ガレキ）と言われるようになった あの日  
そして ふうひょう ひがい 風評被害… あの日から5年

わたしたちにできることがあります。

確かな知識を持つこと、まど 惑わされない行動。

そして、人々の気持ちを思うことです。



大分市人権フォトコンテストの作品

## 人権って、なあに？

あなたは人権と聞いて、

どのようなことを思いうかべますか？

何かむずかしく考えてしまいませんか？

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている

人間として幸せに生きる権利です



大分市人権フォトコンテストの作品

## ● もくじ ●

### I 人権入門

- 「区別」と「差別」…………… 1
- 差別を生み出すもの ① …… 2
- 差別を生み出すもの ② …… 3
- 差別をなくしていくために …… 4
- 豊かな心を育てる …… 5
- 高 齢 者 …… 21
- HIV感染者・ハンセン病患者等 …… 21
- 外 国 人 …… 22
- インターネット …… 23
- 拉致問題 …… 23

### II 様々な人権問題

- 同和問題 …… 7
- 女 性 …… 18
- 子 ど も …… 19
- 障がい者 …… 20
- 世界や国の動き …… 24
- 大分市の人権・同和教育の取組① …… 25
- 大分市の人権・同和教育の取組② …… 27

### III 人権が守られる社会へ

# I 人権入門

## 「区別」と「差別」

次のことは区別でしょうか、それとも差別でしょうか。考えてみましょう。



わたしたちの身のまわりには、区別に終わらず差別につながるものがたくさんあります。「区別」か「差別」かについては、明確な基準がなく、その境界線もあいまいなため、個人の主観に左右されがちです。そのことが、結果的に差別を引き起こす要因にもなっています。本人に責任があることかどうか、<sup>せんたく</sup>選択できることかどうか考えたうえで、<sup>だれ</sup>誰もが納得できるように互いに議論を尽くすことが重要で

**区別：ものの性質や状態を見極めその区別をすることや順位をつけること**

- 男性と女性に分けること
- 能力に応じて順番をつけること

**差別：差をつけて取り扱うこと、分けへだてること**

- 女性だから後でお風呂に入る
- 外国人だからマンションを貸してもらえない
- 長男だから親の<sup>めんどう</sup>面倒を見る

人間には、様々な<sup>ちが</sup>違いがあります。その違いにより、社会参加の機会が不平等になったり規制されたりすると差別になります。

差別は、様々なかたちで、わたしたちのまわりにあらわれます。しかし、いずれの場合も人権が守られていないという点では同じです。

差別は、次のようなとらえ方ではっきりさせることができます。

**合理的な根拠もなく、一方的に**

- 等しく幸せに生きたいという願いや要求をふみにじる
- 人間の<sup>ほこ</sup>誇りを傷つけ、いやしめ辱める
- ことさら物事の道理を歪める
- 不平等な<sup>あつか</sup>扱いをして不利益を<sup>し</sup>強いる

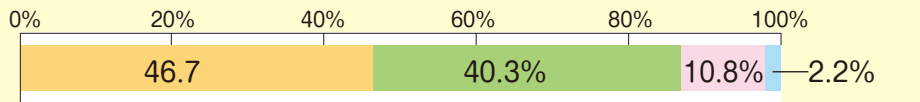
**「等しく、幸せに」という誰もがもつ願いを、合理的な根拠もなく一方的な力（不当な力）によって奪い、人間をいやしめ辱めることが、差別なのです**

# 差別を生み出すもの① -みんなが・・・昔から・・・-

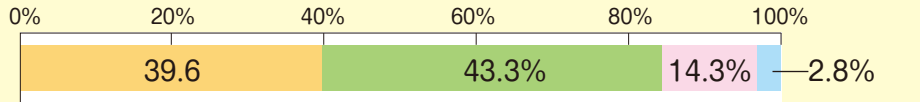
日本には、古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたの考えに、より近いのはどれですか

結婚式を行う時、  
「大安」「仏滅」などにこだわる

- 当然のことである
- おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がないと思う
- 間違っていると思う
- 無回答・不明



2010年度大分市「人権に関する市民意識調査」から



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

## 六曜

「祝い事」を行う時、「大安」などを選ぶ習慣があります。

「人権に関する市民意識調査」の前回（2010年実施）と今回（2015年実施）の結果を比較すると、「結婚式を行う時、『大安』『仏滅』などにこだわる」という問いに、「当然のことである」と回答した人は7.1%ポイント減り、「間違っていると思う」と回答した人は3.5%ポイント増えていることから、六曜について理解が進んでいると考えられます。

六曜は、日の順番を表すものとして考えられたと言われており、旧暦の各月1日は固定されています。例えば旧暦の1月と7月の1日は先勝となっており、先勝の次からは、友引、先負、仏滅、大安、赤口、先勝・・・と同じ順序で繰り返すようになっています。

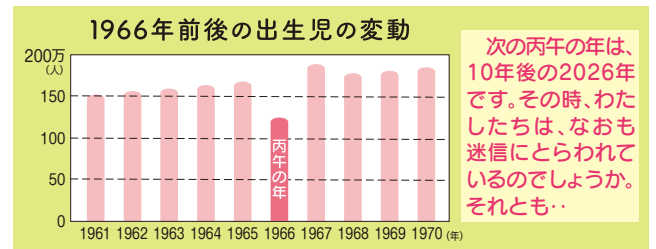
この六曜は、鎌倉末期から室町時代にかけて中国から伝わったとされていますが、もともと日の吉凶を示すものではありませんでした。当初、「仏滅」は空亡と表現されており、ただ単

に「よくない」という意味に過ぎず、現在の「仏滅」という表現とは似ても似つかないものだったといわれています。同様に「友引」についても文字の組み合わせから受けとる感じにとらわれ、本来もっていた意味が時代とともに変化してきました。明治時代に入ると新政府は、従来の太陰暦を太陽暦に変更するにあたり、日の吉凶を迷信として否定する方針を打ち出しました。しかし、このような禁止令にもかかわらず、暦に記入され続け、今日に至っています。一般的には仏教との関係もないとされ、科学的な根拠もありません。なお、現在の中国においても全く使われていません。

## 丙午迷信

丙午は、干支の一つで、60年に一度回ってくる年です。「この年に生まれた女性は、男性を不幸にする」といううわさが江戸時代の中ごろから広がり、結婚できないことを苦にして自ら命を絶つ女性までいたそうです。

前回の丙午の年（1966（昭和41）年）の出生率を見ると、科学が進歩した近年でも、かなりの人がこだわって出産をひかえていることが下のグラフからもわかります。



※六曜の読み方は、「明鏡国語辞典第二版」(大修館書店)を参考にしています。

旧暦の  
1月7月の1日は「先勝」  
2月8月の1日は「友引」  
3月9月の1日は「先負」  
4月10月の1日は「仏滅」  
5月11月の1日は「大安」  
6月12月の1日は「赤口」と決まっています。

わたしたちの身のまわりには、さまざまな慣習があります。多くは、幸福を願い、不幸をさけようとする意識から生まれ、受け継がれてきたものです。この中には、「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で、こだわっているものがあります。さらに、慣習にしばられない人を見たとき、「常識のない人」という見方をすることもあります。このような見方が人権侵害へとつながっていく場合があるのです。

一人ひとりが、「みんなが・・・昔から・・・」という理由だけで判断するのではなく、その根拠などを絶えず吟味しながら、様々な人の行動を認めることが、人権尊重の社会をつくることにつながっていくのではないのでしょうか。

## 差別を生み出すもの② –身についた固定化されたイメージ–

### ～黒いランドセル～

ある学校に、一人の女子児童が入学してきました。入学後、この児童は教室の中でいじめを受けようになりました。理由は、黒いランドセルを背負って通学していたからでした。もちろん担任の先生は教室で対応をしましたが、いじめはおさまりません。とうとうその児童は転校することになったのです。

この女子児童が黒いランドセルで通学していたことには理由がありました。女子児童には3歳年上のお兄さんがいました。しかし、小学校入学時にはすでに小児がんに冒されていたのです。このお兄さんは、1回しか自分の黒いランドセルを背負って登校することができませんでした。

女子児童の入学に際し、家族は新しいランドセルを買うことをすすめましたが、女子児童は「大好きだったお兄ちゃんと毎日一緒に学校に行きたいから」と、言うことを聞きませんでした。その強い希望に周囲も折れ見守ることにしたのですが、この女子児童の願いは無残にもつぶされたのです。

(毎日新聞2002年6月28日付夕刊より要約)

わたしたちの思い込みは、時として子どもに刷りこまれ、このような悲しいできごとを引き起こすことがあります。なお、その後、女子児童は、転校先の学校で黒いランドセルを背負って通学することができたということです。

### –ステレオタイプ–

わたしたちは、特定の集団や人に対して、単純化したイメージを持ちがちです。その内容は様々ですが、例えば、「都会の人は洗練されている」といった肯定的なものから、「都会の人は冷たい」といった否定的なものまであります。このような固定化されたイメージを**ステレオタイプ**といいます。ステレオタイプは誤りに気がついたり、多様な角度から事実を知ったりすることにより修正されていきます。しかしながら、修正されなかったステレオタイプは偏見へとつながることがあります。

「偏見とは、ある集団に所属している人が、単にその集団に所属しているからとか、それゆえにまた、その集団の持っている嫌な特質をもっていると思われるとかいう理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪な態度、ないしは敵意ある態度である」(G.W.オルポート「偏見の心理」より)とされています。そして、このような偏見が現代社会における差別を温存している1つの要因だと指摘されているのです。

### どこで身につくの

わたしたちのこのような決めつけた見方は、子どもの頃から、マスメディアや家庭での会話などをとおして、知らず知らずのうちにつくりあげられていくとされています。

テレビのホームドラマなどにおいては、女性が家事をし、男性はくつろいでいる姿などが多く見られます。テレビのコマーシャルなどにおいても、男性や女性の固定的な役割に基づいたものがたくさん見られます。こうした場面を子どものころから見ていると、どのような意識が育つのでしょうか。

様々な決めつけが、社会において行われることにより、「女性は～すべきだ」「高齢者は…すべきではない」などの決めつけた見方が支配的になり、個人の自由な生き方ができなくなることが問題なのです。



大分市人権フォトコンテストの作品

## －ステレオタイプが作用するもの－

### つくりかえられる自分

わたしたちが他者に対して抱く期待が、現実のものになっていくという現象を自己成就予言といいます。

例えば、「女性は数学が苦手である」というステレオタイプが、女性の数学に対する苦手意識をつくりあげ、数学の得点が低くなるという現象が指摘されています。

さらに、遊びで血液型性格判断をしている人の性格が、その人の血液型のステレオタイプに近づいていくという現実もおこっています。

子どもたちに対してマイナスのステレオタイプを持って接することにより、その子がそのとおりになってしまふ恐れがあるのです。

### 強められる思い込み

人の記憶は曖昧なため、思い出す際に、自分自身が意味づけした内容に近い形で強調される傾向があります。

例えば、ある子どもに対して「生活態度が良い」というイメージが一旦形成されると、そのイメージに合致する情報のみが印象に残り、良いイメージが一層強調されるようになります。もし、その子どもがイメージと合致しない行動をとったとしても、「この子には、こんな部分もあるのか」などと例外扱いし、イメージの悪化にはつながらないという傾向が指摘されています。

## 差別をなくしていくために －ステレオタイプを少なくする－

ステレオタイプは、誰しものが少なからずもっています。それをなくそうとするのではなく、まず自分にもそのような傾向があると自覚することが必要です。

そして、日常生活の中で、次のようなことを心がけていくことがステレオタイプを少なくすることに結びついていくと言われています。



大分市人権フォトコンテストの作品

### 1. 批判的思考をすること

「昔からやっている…」「みんながやっている…」からといって同調していると、いわば思考停止状態になってしまいます。情報として知ったことを自分自身で本当のことなのか考え確かめていくことが大切です。

### 2. 多様性を認めること

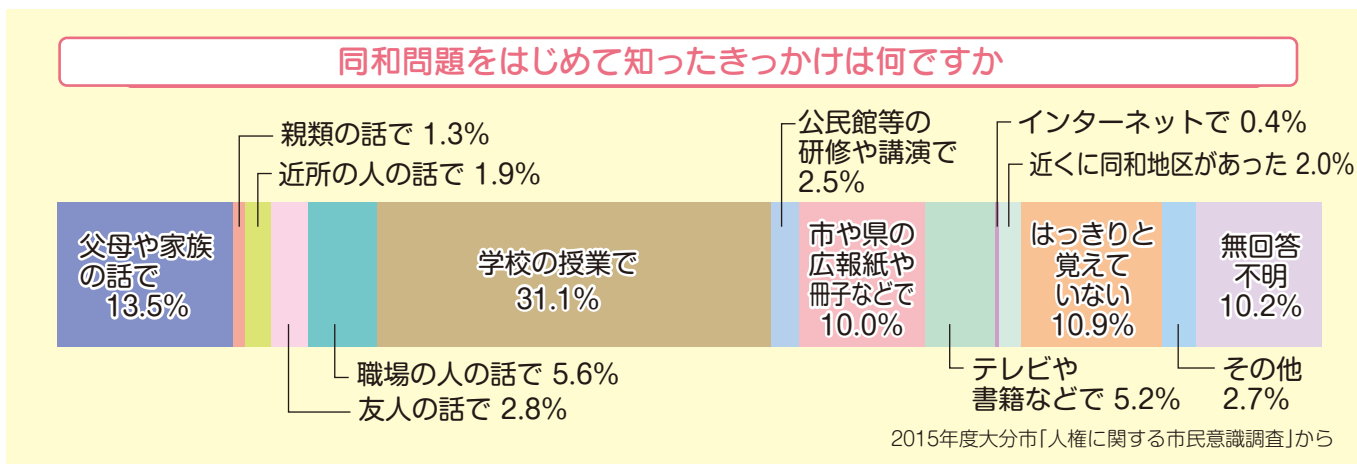
自分に様々な面があるように、相手にも様々な面があるものです。一面だけを見て相手を判断するのではなく、いろんな視点から見て考えることが、相手への理解を深めることにつながります。

### 3. 想像力をはたらかせる

「一番伝えたいことは、一番言えないこと」という言葉があります。想像力をはたらかせ「もし自分だったら」と相手の立場になって考えることで、相手への接し方も見えてきます。そして、そのことがより良い人間関係づくりにつながっていくのです。

# 豊かな心を育てる —家庭教育の大切さ—

## 人権との出会いの場



「人権に関する市民意識調査」では、同和問題をはじめて知ったきっかけは「学校の授業」が31.1%で、次に「父母や家族の話」が13.5%となっています。

一般的に、子どもたちが人権と初めて出会うのも、**決めつけや思い込みを刷り込まれていくのも家庭**です。わたしたち大人が、人権について正しく知り、自分の問題としてとらえ、家庭で話題にしていくことが、「子どもたちの明るい未来」へのスタートではないでしょうか。

### 人権が大切にされる家庭で子どもの心は育つ

わたしたちのまわりには様々な人権問題があります。差別は、いったい誰の問題で、誰が解決しないといけないのでしょうか。

子どもたちと一緒に人権について考え、思いを出し合うことは、問題の解消につながるのももちろんですが、それ以上に子どもたちの心を育てるとともに、子どもたち自身の人権を保障することにつながっていきます。



大分市人権フォトコンテストの作品

### 豊かな心を育てるために —今、注目されている**自尊感情**—

わたしたちは、世界にひとりしかいない自分自身を、かけがえのない存在であると自覚することが大切です。この自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を大切にすることを**自尊感情**といいます。

失敗もするけれど、完全ではないけれど、**精一杯**生きている自分を受け入れることができたとき、他の人の不完全さや、失敗も受け入れることができます。

そのため、自尊感情はすべての人の人権を尊重する基本となる意識であると言えます。自尊感情は、子どものころから育まれると言われています。特に、自分の身近な人が自分を認めてくれる、自分の気持ちをわかってくれるという感覚は、自尊感情の**基礎**となるものです。例えば、幼い子どもがどんなに泣き叫んでも、そのことを丸ごと受け入れる親の態度、「無条件の受容」が自尊感情を育てていく上で欠かせません。甘えることにより得られる安心感が、その後の自立や成長に向けての重要な土台になっていくからです。

このように、**子どもを愛し認めること、特に幼少の頃から子どもに対して身近な大人がどのように接していくかが重要**であると言われています。



## リフレーミング

自尊感情を高めるためには、リフレーミングが有効であると言われています。わたしたちは、様々な影響を受け自分や他の人に対して、自分なりの見方をつくりあげています。このような自分なりの見方が、マイナスイメージを持たせ、自分をつまらない存在であると思わせることがあります。例えば、決断することが苦手で、優柔不断だと言われて悩んでいる人がいるとします。見方を変えると、あせらずじっくり物事を進める性格だとも言えます。このような自分独自の見方を変えて物事を見ることをリフレーミングといいます。柔軟な発想で見方を変えて自分自身や他の人を見つめ直し、受け入れることができるようにすることが、自尊感情を高め、一人ひとりが大切にされる家庭や地域づくりにつながるのです。

### できごと

今日の授業参観は算数（数学）でした。てつやさんは、日ごろ手をあげることは少ないのですが、答えに少し自信があったので、思いきって手をあげてみました。すると、先生に指名され、黒板に式と答えを書くことになりました。

そして、てつやさんは、いっしょうけんめいに自分の考えを書きました。

ところが…式はあっていただけ、途中の計算がちがっていて、答えはあっていませんでした。

### 帰宅後の、てつやさんとお母さんの会話です



てつやさん

みんなの前で答えをまちがえちゃうなんて、最悪…。あんな恥ずかしい思いをするのなら、手をあげなければよかった。

1

てつやが手をあげて黒板に書き始めたとき、ドキドキしたわ。お母さんも、みんなの前で間違えちゃったことがあるの。

2

てつやが頑張っている姿を見て、とっても嬉しかったよ。お母さんもてつやみたいにいるんなことにチャレンジしてみようかな。



お母さん



次も頑張ってみようかな

応援しているよ。



お母さんは、十分に話を聞いたうえで、てつやさんの気持ちをしっかり受け止め、①の吹き出しのように共感していることを伝えようとしています。また、お母さんは、②の吹き出しのように、てつやさんのありのままの姿を認め、結果だけにこだわるのではなく、いろいろなことにチャレンジすることの大切さに気づかせ見方を広げよう（リフレーミングしよう）としています。

子どもの自尊感情を育てていくためには、話を最後まで聴き、気持ちを十分理解していると伝え（共感し）さらに、見方を広げたり変えたり（リフレーミング）していくことが重要です。

# II 様々な人権問題

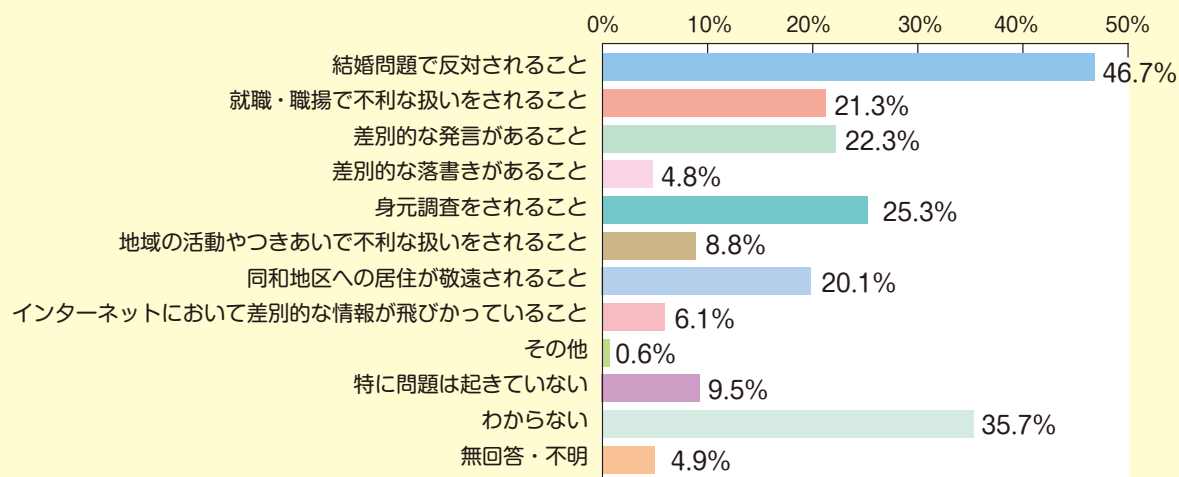
すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

## 同和問題

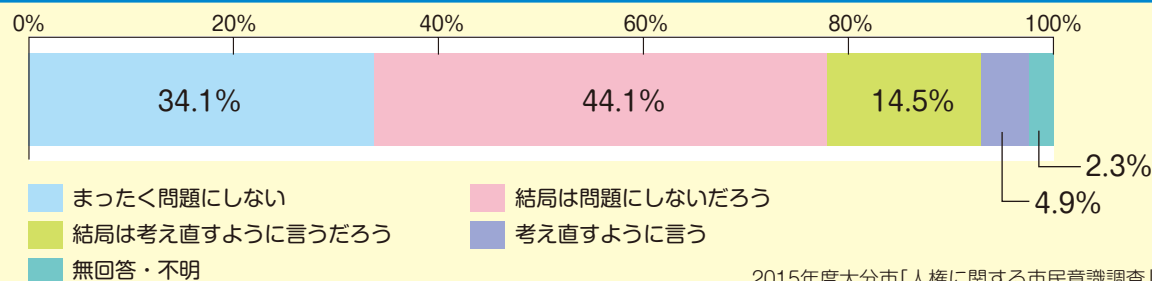
「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」  
1965（昭和40）年「同和对策審議会答申」から

### 依然としてある差別

同和問題に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか（複数回答）



仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚をしたいといっている相手が同和地区出身者だとわかった場合、あなたはどんな態度をとると思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、同和問題に関して「特に問題は起きていない」と思っている人は9.5%で、約半数の人は同和地区出身者に対して、何らかの差別があることを認識しています。

さらに、自分の子どもと同和地区出身者の結婚について、「まったく問題にしない」とする人は、34.1%にすぎず、同和問題の根深さがうかがえます。

## 同和問題の現状

### 結婚差別

結婚をする際に家柄いえがらにこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、同和地区出身者と結婚すると血縁関係けつえんが生ずるため、家族や親戚が結婚を反対することがあります。同和地区出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離はなしたりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼いらいし、同和地区出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為こういも行われていたのです。

### 就職差別

採用に際して本籍ほんせきを調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。同和地区に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、同和地区出身であるという理不尽な理由だけで不採用とする差別選考が行われ、青年たちの夢を奪ってしまう事件が起こっていたのです。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、そのような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業きぎょうが後を絶たなかったのです。

### 部落地名総鑑事件そとかん

戸籍法一部改正1976（昭和51）年により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落きべつの地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売はんばい。220社もの企業が購入していたことが1975（昭和50）年12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には同和地区の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別凶書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で同和地区出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると考えたことが動機だったようです。企業自体が同和地区に対する差別体質を持っていたために、採用で同和地区出身者を排除はいじょするのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べることが動機でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑は全て回収されました。その後、差別は減ってきたとはいえ、依然いぜんとして身元調査等が行われています。

### ～結婚をめぐる～

2008（平成20）年9月、近畿地方のある県で、男性の結婚をめぐる、親族と名乗る女性が、相手の女性の身元調査を、電話で市役所に問い合わせるといふ差別事件が発生しました。電話は一方的で、地名を告げ「同和地区かどうか教えてほしい」と言ってきました。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えできません」と答えると、「教えてくれないなら、早く言ってくれればいいのに」と言って電話は切れたそうです。

## 情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑の電子版が見つかったと新聞で報道されました。全国の被差別部落に地名、住所、世帯数などのデータを収めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのことです。

このことは、身元調査などが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。



### 土地差別 - 同和地区かどうか -

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、同和地区を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が同和地区であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に部落の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、同和地区を区役所に問い合わせる

戸籍をめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあって、その物件と同和地区との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007年には、調査会社が、同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

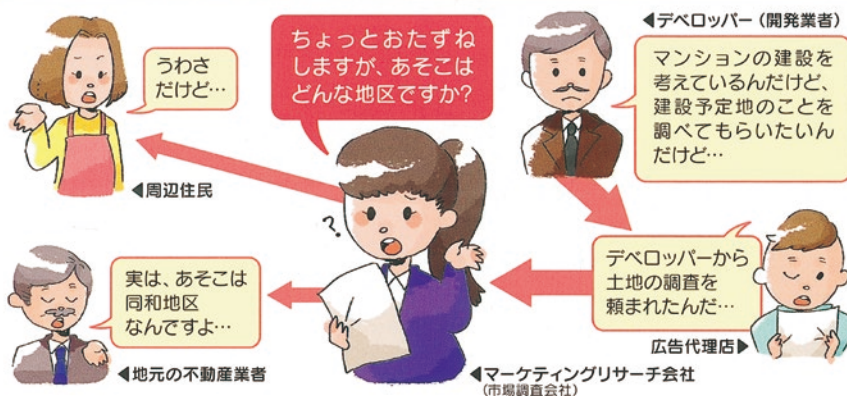
事件を起こした調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、それを求める市民の姿が見えてきます。

人々のなかに根強くある忌避意識の存在は、同和地区の土地に対する差別が今日なお厳しく残されている現実を浮かび上がらせています。

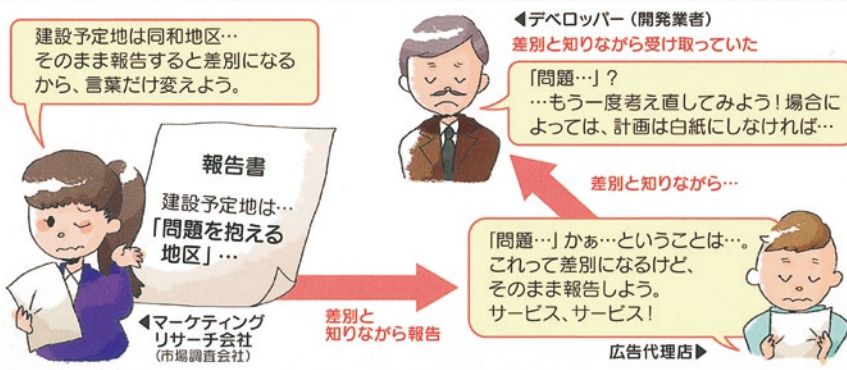
結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が同和地区出身者と見なされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいるということを忘れてはいけないのではないのでしょうか。

### 土地差別調査の実態①「調査依頼」



### 土地差別調査の実態②「調査報告」



### 差別された人々

中世（鎌倉時代～室町時代）になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」（清め）ることが必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわる人々があらわれるようになりまし。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいまでもありません。ところが当時の人々は、このような「キヨメ」にたずさわる人々を特別視して、差別するようになったのです。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによると言われています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々が移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

### 古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」というのは、特定の人や物、場所などをけがれているとして、嫌い避けようとする観念で、古代から世界の各地で見られました。日本では3世紀前後、邪馬台国のあるころ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、「人や特定の動物（牛、馬、羊、犬、豚、鶏）が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接触れたりすると、それが伝染する（927年「延喜式」）と考えられていました。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりして「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参ったり神事に参加したりすることは慎まなければならないとされました。

### 日本文化の創始者

能や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば世阿弥の名が浮かびますし、その父でもある観阿弥もまた有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけて活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられ中世人の情感を伝えてくれています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比喩ものなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人として畏怖の念で見られ、将軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要がことのほか多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた人々です。「かわた」と呼ばれた革産業にたずさわった人々は、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

### ～伝統文化の創造～

銀閣や龍安寺の庭園のような、石や立ち木をたくみに配置した庭園がつくられました。これに力を発揮したのは河原者とよばれていた人々でした。能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別をされていた人々でした。



龍安寺 庭園

### 身分による厳しい差別

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になってさらに強まりました。身分は、武士と百姓・町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

さらに、差別された人々には、「ケガレ」意識を生み出し忌み嫌われるような役目（死んだ牛馬の処理をして革を納めることや火

葬、埋葬など）も課せられていたため、差別意識は一層強められたのでした。

また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これらのことは、えた身分、ひにん身分とされた人々への差別意識を強める働きをしました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいだき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。また、差別された人々の中にも差別をつくっていきました。ひにん身分は、えた身分より低い位置とされていましたが、「足抜き」と言って、元の身分に戻ることができる余地を残したのです。これは、差別されていた人々を互いに差別させるという巧妙な政策でした。

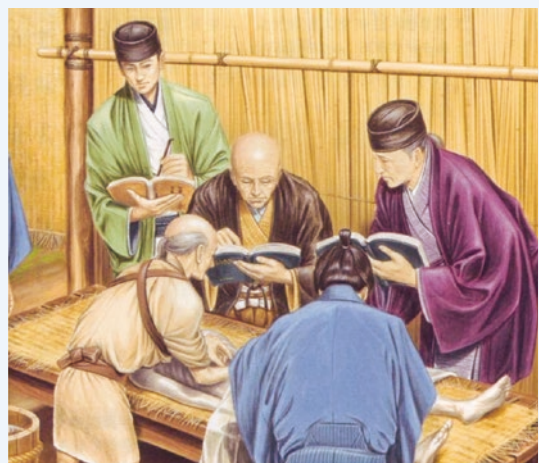
### 社会や文化への貢献

差別が強まる一方で、差別された人々は、農業を営みながら暮らしに必要な生活用具を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担い、なくてはならない存在でした。

#### ～医学の発展を支えた人々～

小浜藩（福井県）の医者杉田玄白や中津藩（大分県）の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。

また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。



解剖の様子（想像図）

## 差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと揺らぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起こりました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、生活を切り

詰めさせたりしました。さらに、幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々ははだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

そこで幕府は、支配体制の引きしめをはかるため被差別部落の人々に対する差別を強化する「達」を出しました。諸藩では、家のまわりを竹垣で囲ませる、胸に毛皮の目印をつけさせる、渋染の着物をまとわせる、外から家の中が見えるように長窓を開けさせるなど、いろいろな制限を加えました。府内藩でも同じような「達」が出されました。

### 風俗制限の「達」

部落の者は、近頃身分を忘れ平人と問題を起こすことがあるので、次のようなことを申し渡す。

近頃、身分を忘れ心得ちがいの者が多い……。これまでは、格別の配慮をしてきたが、これからは、平人に紛れないよう男女とも羽織はもちろん、しまの紋付き衣類などは身につけることのないようにしなさい。

とは言ってもすぐにはできないと思われるので当分の間、今までの衣類のえりに白の半えりをしなさい。今後無紋など決められた衣類ができあがったら申し出て着用するようにしなさい。

1845（引化2）年「府内藩記録」

しかし、圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることが一目でわかるように水色の襟かけを強制しようとした。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領（豊後高田）に逃散しました。その後、杵築藩は2ヶ月程で「達」を事実上引っ込め、被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。（浅黄半襟拒否一揆）

また、1856年、岡山藩でも、「これまで所持している粗末な木綿の着物ならばばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調（購入）してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。（渋染一揆）

### ～豊かだった被差別部落～

江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開発も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていたといえるのです。

## 解放令

明治時代になり、新政府は、新しい世の中をつくるため、様々な布告を出しています。

1871（明治4）年8月、「えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと」という、いわゆる「解放令」が出されました。被差別部落の人々は、「解放令」によって平民とされ、法律の上では平等になりました。しかし、政府は、被差別部落の人々には、差別をなくすための積極的な施策をとりませんでした。

1872（明治5）年に新しくつくられた戸籍（壬申戸籍）には、「華族」「士族」「平民」の他に一切の差別的な呼び方など記入してはならないという政府の方針が出されましたが、「新平民」などと付記されるようなこともありました。

職業の面でも、これまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革の仕事などが、工業化の進む中で大企業などに次々と奪われました。また、近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、生活は一層苦しくなっていました。

明治の中ごろになると、近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになりました。資源に乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たねばなりません。こうした状況のもと、それまで被差別部落の人々が担っていた産業は、進出してきた大企業等に奪われてしまいました。これまでの生業などを奪われた被差別部落の人々の生活は、社会に残っていた差別意識により社会進出が阻まれてしまったため、苦しくなっていました。このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

## ～別府的ヶ浜事件～

この頃、大分県で厳しい差別事件が起きました。それは、別府的ヶ浜の松林に住んでいた貧しい人々の住居が、来県する皇族の別府訪問にあたり、見苦しいとの理由から1922（大正11）年、当時の警察官らによって焼き払われるという事件でした。この事件を重く見た全国水平社は、各地で事件について語り、水平社設立をうながしました。

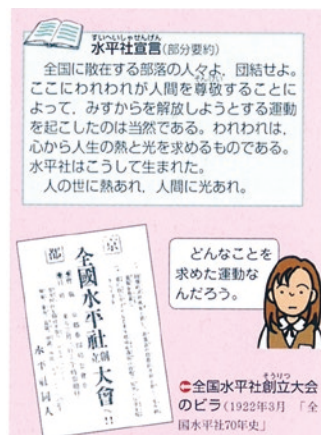
## 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

### —水平社宣言から90余年—

大正時代になり、人々の「人権」への目ざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求め大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、自らの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放をめざす運動（部落解放運動）を進めました。

1922（大正11）年、京都で「全国水平社」が結成され、運動は全国に広がっていきました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ぶ水平社宣言は、我が国最初の人権宣言とも言われ、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。水平社運動は、大人だけの運動でなく、子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。大分県では、1924（大正13）年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強られるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事実上とだえるという事態になりました。





## 戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受けついで部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951（昭和26）年、京都市でオールロマンス事件（京都市保健所の一職員が雑誌「オールロマンス」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件）が起きました。事件後、部落差別と闘う人々と京都市との話し合いが行われましたが、側溝や道路などの工事が放置されているところ、水道を引いていないところ、長期欠席児童の多い地域など様々な問題の重なったところが被差別部落だったのです。

この事件を契機に、人々が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々が手をつなぐことにより、被差別部落が解放されるという考え方が芽生え、連帯の意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961（昭和36）年に、内閣は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

## 同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である

その後、同和対策審議会の答申が1965（昭和40）年に出されました。「同和対策審議会答申」の理念を法律の中で具現化したものが1969（昭和44）年にできた「同和対策事業特別措置法」です。

「解放令」が身分制度を廃止するといううたい文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、50年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいる中、「人権に関する市民意識調査」からは、まだ差別が残っていることが

わかります。新しい形態の人権問題も出現してきていることから、わたしたちは、過去の歴史に学び差別をなくす取組を続けていくことが大切です。

### 同和対策審議会答申（前文）

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 政府はこの答申を尊重し、有効な施策を実施して、この社会問題を解決し、あるべからざる差別の長い歴史の終止符が一日も早くうたれるよう万全の処置をすべきである。

### 「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない（第3条）
- 同和対策事業の目標は、対象地域における
  - 生活環境の改善
  - 社会福祉の増進
  - 産業の振興
  - 職業の安定
  - 教育の充実
  - 人権擁護活動の強化等
 を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする（第5条）

## 同和問題を解決するための法律

1961	● 同和対策審議会設置
1965	● 同和対策審議会答申
1969	● 同和対策事業特別措置法
1982	● 地域改善対策特別措置法
1987	● 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1996	● 人権擁護施策推進法
1997	● 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ● 人権教育のための国連10年国内行動計画発表
2000	● 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002	● 人権教育・啓発に関する基本計画の策定

# 差別をなくす取組のなかで

同和問題を解決しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護に深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち市民一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

## 戸籍の交付請求の制限

これまで、他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していました。このことから、現在の法律では、他人の戸籍謄本などの交付請求で不当な目的によることが明らかな時は、市町村長が拒むことができると定めており、不当な手段により交付を受けた場合の罰則がつけられています。また、住民票など閲覧する場合、制限も設けられています。

## 教科書の無償配布

差別により苦しい生活を強いられていた被差別部落の親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでもありました。本来無償であるはずの義務教育にお金がかかりすぎることから、高知県内の親たちから起こった教科書無償運動は、1964（昭和39）年から、すべての子どもに順次教科書無償を実現させました。このことは、国民全体の幸せと結びついています。

## 就職の機会均等

今から30～40年前までは、採用の時、本人と直接関係のない、家族の学歴、親の職業、経済力などを判断材料にしている企業がたくさんありました。しかし、同和教育の取組が進められる中で、今では、本人の能力や適性以外では選考しないように指導が行われています。高校卒業予定者が就職の際に提出する「全国高等学校統一用紙」は、1996（平成8）年度から本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除されています。2005（平成17）年度から、氏名欄の押印不要、生年月日の欄に「平成」を追加、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、より本人の能力や適性を生かせるものになりました。また、1999（平成11）年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。

大分市においても、2006（平成18）年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に男女がともに参加し、責任を担っていく社会が今、求められるようになりました。

◆全国高等学校統一用紙

履 歴 書		取得年月		資格等の名称		
平成 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)				
ふりがな	性別					
氏名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)					
ふりがな						
現住所						
ふりがな						
連絡先						
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)						
学 歴	平成 年 月			高等学校入学		
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
備考						

(職歴にはいっぺんアルファベットは書かない)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

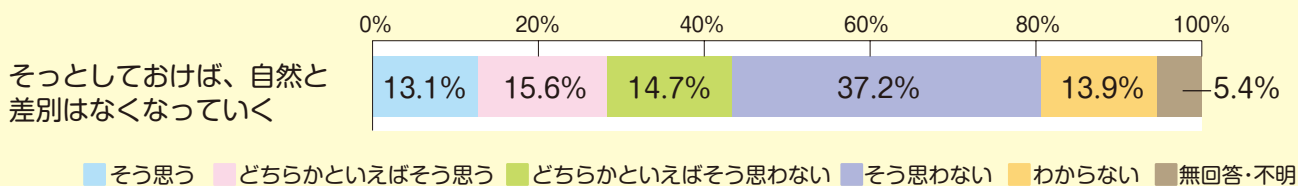
# 同和問題の解決を阻むもの

## 寝た子を起こすな ～そっとしておけば、自然と差別はなくなる～

- 人権問題、同和問題とさわぎすぎるのではないのでしょうか。同和問題、同和地区という言葉を知らない人が多くなっているのに、あらためて説明し知らないで済むことを大きくしているように思います。そっとしておけば次第になくなっていくのではないのでしょうか。
- 同和対策、同和事業といって多くの税金を使うのはやりすぎである。同和地区だけを特別あつかいするから逆に差別がなくなるらないのだと思う。

「人権に関する市民意識調査」の自由記述から

### あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」からも、28.7%の人が「寝た子を起こすな」と思っていることがわかります。「寝た子を起こすな」という考え方は、「今ではもう差別がなくなっている」「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「そっとしておけば、自然と差別はなくなる」ということなどが根拠になっています。

しかし、この考え方のもとでは、現在差別されている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。したがって「そっとしておけば、自然と差別はなくなる」という考えは間違っているといわざるをえません。

## エセ同和行為 ～同和問題の悪用～

同和問題に無関係な人が、同和問題を口実に、営利行為を行うことを「エセ同和行為」と言います。同和問題に関する図書の購入や工事の請負、融資などを強要する事例があります。

このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識に乗じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻むもの以外のなにものでもありません。

こうした「エセ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが重要です。

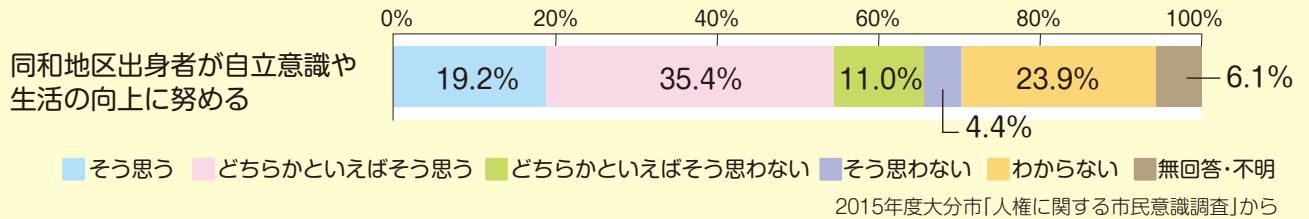
## ～世間にとらわれていませんか～

わたしたちには「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で事実をきちんと確認せずに、周囲の人の発言をうのみにしてしまったり、「自分だけが反対しても仕方ない」と周囲の行動に流されてしまったりすることはないのでしょうか。このような「世間」に流されたり、気にしたりするわたしたちの生き方が、不合理な差別や偏見を温存・助長している一因だと考えられています。

わたしたちは、誰もが「幸せに暮らしたい」という人間として当たり前の願いを持っています。誰もが自分の願いをかなえることができ「生まれてきてよかった」と言えるように、毎日の生活を見直していくことが、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくことにつながるのです。

# 同和問題の解決に向けて

## あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



「人権に関する市民意識調査」では、54.6%の人が、同和問題の解決のためには同和地区出身者が差別をされないように自立意識や生活の向上に努めるべきだと考えているようです。

**同和問題はいったい誰の問題で、その解決は誰の課題なのでしょう。**

同和問題が長い間社会の中から排除されいまだに差別されている人たちがいるというわが国固有の人権問題であることを考えたとき、**同和問題は、差別する側の問題であり、解決にむけての取組は、わたしたちみんなの課題であり責任である**と言えるのではないのでしょうか。「何より、差別をする側」にいた場合、自分自身や家族をも差別し不幸にしまうことを考えると、差別は自分自身の問題であることは明らかです。

このような問題の解決には、まず理不尽な

差別に気づくこと（人権感覚）、そして「差別を許さない」ということを行動で示していくことが大切です。気づくためには、差別の歴史や現状を正しく学ぶとともに、差別がどのようにして起きるのかという理由を学んでいくことが必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、相手のことを考えながら意見や気持ちを伝えあえる人間関係をつくっておくことも必要です。

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分のこととして感じることができます。感じたことを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら、人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくしていくことにつながっていくのです。

## 登録型本人通知制度

### 「登録型本人通知制度」を知っていますか？

戸籍謄抄本、住民票の写しは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用した不正取得が後を断たず、2011（平成23）年、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は戸籍謄抄本、住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に事前に登録した人に対して、その交付した事実を通知するものです。2012（平成24）年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。

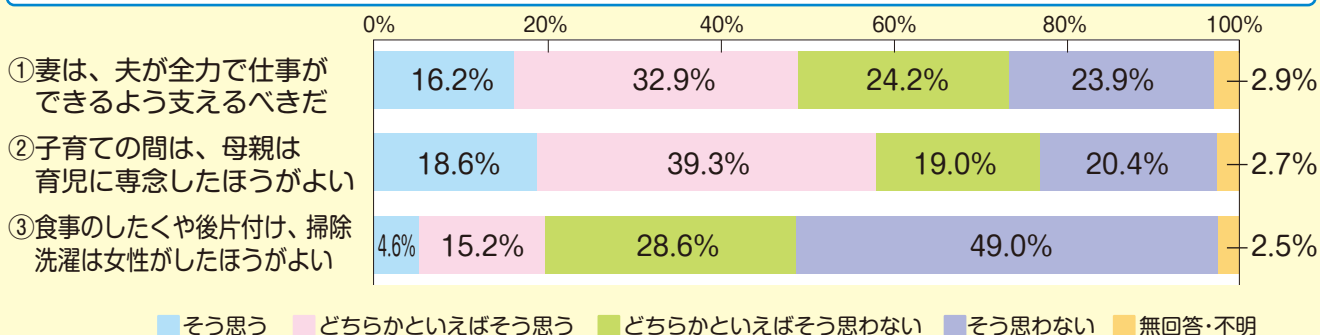
**より多くの人々の登録が本人通知制度を実働化させ、不正取得を未然に防ぐ抑止力になります。**



事前に登録をしておけば（①）、第三者が請求し交付された事実（②）を、本人に通知する（③）ことになり、身に覚えのない交付の事実を知ることができます。

# 女性 –自分らしい人生を送るために–

あなたは、次の①～③について、「主に女性がすべきである」という考えについて、どう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担意識が、女性の社会進出を難しくしていました。

「人権に関する市民意識調査」の結果から、49.1%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ」と思っており、57.9%の人が「子育ての間は、母親は育児に専念したほうがよい」と思っていることがわかります。最近では、企業で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。

一方、「食事のしたくや後片付け、掃除洗濯は女性がしたほうがよい」と考えている人は19.8%で、前回調査で30%以上の賛意があったことと比較すると数値が低くなっています。このことから、女性の家事分担等へ対する市民の理解が高まってきていることが考えられます。以前に比べると、これまで仕事中心で家庭のことにあまり関心を持たなかった男性の中にも、家事や育児に参加する人が確実に増え、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）といった考え方も広がりつつあります。わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしい人生を送ることができるような社会を実現できるように行動することが大切ではないでしょうか。

女性をめぐる課題には、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス《略称DV》などもあります。

## セクシュアル・ハラスメントとは

相手を不快にさせる性的な言動のことで、学校（スクール・セクハラ）や職場におけるものがあります。男女雇用機会均等法では以下の2つのタイプに分けられています。

- 対価型…性的な要求を断ったことなどによって、昇進や査定に不利益な取扱いをしたり、職務上の地位を利用して、性的な関係を強要したりすること
- 環境型…性的な事柄に関する噂を流されるなどの性的いじめやヌードポスターを見える所に貼ったり、不必要に体を触ったりすること

## マタニティ・ハラスメントとは

妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いのことをいいます。

## ドメスティック・バイオレンスとは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった相手から振るわれる暴力のことで以下のようなものがあります。

- 身体的暴力…殴る・蹴るなど
- 性的暴力…性的な行為を強要するなど
- 精神的暴力…無視する、どなる・おどすなど
- 経済的暴力…生活費を渡さない、お金を取り上げるなど
- 社会的暴力…交友関係や電話・手紙を監視する、実家とのつきあいを制限するなど

# 子ども —子どもたちに豊かな生活を—

体がすごくやせている。それが、わたしがいじめられた原因でした。性格的には、むしろハキハキとして明るい子だったのに…。

いじめは、突然、はじまりました。しかも、クラスの全員から長く苦しいいじめです。男の子たちは、殴り、けりました。そして、女の子たちは、わたしのことを完全に無視し、声をかけてくれる子さえいなくなりました。

間もなく、クラスで、わたしのニックネームが決まりました。“バイキン”です。その上、わたしが触ったものは、“魔がついたもの”として“触るな”という張り紙がつけられ、給食の時は1人だけ机を離され、ろう下を歩く時は、歩くコースさえ決められたほどです。

「わたしが一体、何をしたの。ただ、やせていただけじゃない」その時の心境は、経験した人じゃないと、決してわからないでしょう。ただ、わたしは負けたくなかった。もし、ここで学校を休んだら、自分にも負けることになると思って学校へ行き続けました。

今では、わたしに対するいじめは、ほとんど終わっています。わたしに届いた“バイキンは帰れ”という内容の手紙を先生が発見し、学級で取り上げ、みんなでいじめについて考えてくれたからです。今は、少し、ホッとしています。

(ある中学生の作文より)

## いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。しかしながら、依然として「いじめ」の認知件数は減少していません。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人が抱えている弱い部分をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は、誰でもどこかに弱さを抱えています。したがって、個人の弱さを見つけ攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

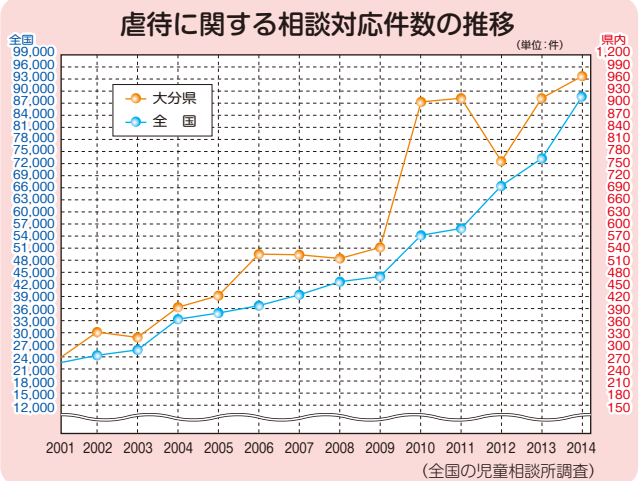
また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

## 大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感ずることができることや、他者の痛みにも共感できる感性を育む家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

## 児童の権利に関する条約 (略称「子どもの権利条約」)

- 第1条 子どもは18歳未満のすべてのものをいいます。
- 第2条 子どもは、差別されない権利を持っています。
- 第3条 子どもは、最高の幸せを得る権利を持っています。
- 第12条 子どもは、自由に自分の意見を言う権利を持っています。
- 第16条 子どもは、プライバシーを守られる権利を持っています。
- 第19条 子どもは、あらゆる虐待から保護される権利を持っています。



児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。(児童福祉法第25条)

## 虐待の種類

- **身体的虐待**  
殴る、ける、つねる、戸外に放置する
- **ネグレクト**  
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えない
- **性的虐待**  
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せる
- **心理的虐待**  
ふるまいや言葉による虐待

※2000年(平成12年)「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

# 障がい者 —障がいのある人との共生—

## 「僕の気持ち」

僕の父親は障がい者です。左手の指で動かせるのは親指と小指だけで、あとは少しだけ人さし指が動くくらいなのです。父は、そのため小学校に入学してすぐに「おまえは鳥の手や」とみんなにからかわれ、そのことがすごく悲しく泣く日がいっぱいあったそうです。また、父は野球をしたかったのですが、左手の二本の指しか動かなかったためグローブをつけることができず、中学校では卓球をしたそうです。でも、やっぱり「おまえの手は鳥の手や」とバカにされ、泣く泣く帰る日があったそうです。

僕はこのような話を聞いたことはあったのですが小学校6年生のときまで「ハハ、あいつ何しよんの？」みたいな軽い気持ちで、「ガイジ」ということばを言う時がありました。ある日の夜、父は、僕が生まれたとき一番はじめに見たところが左手だったことを涙ながらに話してくれました。それからは、僕の中にあつた障がい者に対する気持ちが変わりました。それからは、障がい者をみかけると「この人も、これまでつらい思いをたくさんしてきたんだなあ」と思いをはせることができるようになりました。父が流した涙を無駄にしないために障がいのある人も幸せに暮らしていけるために何かできることはないかと考えるけど、何も実行できないのが、今の自分です。  
(ある中学生の話)

## 心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

近年、公共の建物にエレベーターが設置されたり、町には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む壁はひとことと比べるとずいぶん低くなりました。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦がおこるなど、心のバリアフリーはまだ十分とは言えません。

## 障がいを個性として

社会は、身長が高い人や低い人、怒りっぽい人、穏やかな人など、多様な個性をもつ人々で構成されています。障がいもそのような個性の一つであると捉えることによって、障がいのある人もない人も、生きがいをもって生活できる社会が実現できるのではないのでしょうか。



大分市人権フォトコンテストの作品

### —障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律—

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に「障害者差別解消法」が制定（2016年4月1日施行）されました。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざすものです。

## 「自分らしく」生きられるように ～性同一性障がいの問題～

心の性と体の性が一致しない、性同一性障がいとみられる児童や生徒は、全国で少なくとも600人以上いることが明らかになっています。（文部科学省が2014年に学校を対象とした実態調査結果から）この数は氷山の一角にすぎないと考えられていますが、社会での認知度が高まる中、悩みや不安をかかえる子どもたちの姿も見えてくるようになりました。わたしたちは、性同一性障がいについて

理解を深めるとともに、不安を抱えた子どもに寄り添い、子どもたちが「自分らしく」生きられるように支援をしていくことが求められています。

### 性的指向及び性同一性障害に関する呼称について

性的指向及び性同一性障害に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは一般的に次のことを指しています。

L:女性の同性愛者(レズビアン) G:男性の同性愛者(ゲイ)  
B:両性愛者(バイセクシュアル) T:性同一性障害(トランスジェンダー)

法務省 HP「性の多様性について考える」から

# 高齢者 —豊かな高齢社会をめざして—

## 高齢者をめぐる問題

わが国においては、少子高齢化が急速に進み、その進展の速度に比べて、国民の意識や社会のシステムの対応が遅れていると指摘されています。

このような中、高齢者に対する精神的・身体的虐待や社会参加の困難性も問題となっています。高齢者といってひとくくりにするのではなく、その人自身を見つめることが求められています。

## 自分の問題として

以前の日本の社会においては、「隠居」という言葉があるように、年をとり仕事などをやめたあとは、世の中のことには関わらずのんびりと静かに暮らすという考え方が支配的でした。このような考え方は、高齢者に対して見下したりする意識を生み、疎外へとつながっていく恐れがあります。

核家族化が進み、地域の間人関係の希薄化が問題となっている現在社会においては、高

## ～高齢化率～

65歳以上の方が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といいます。高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。日本においては、高齢化率が26.7%【2015（平27）年9月15日現在 総務省統計局推計】となっており、「超高齢社会」になっています。

大分市においては、23.4%【2015（平成27）年9月末現在】で、全国平均よりも高齢化率は低くなっています。

高齢者のすぐれた経験を生かした地域づくりが求められています。

高齢者の人権を確立するためには、人を年齢で決めつけるのではなく、すべての人が社会を構成する一員として、生き生きと活動できるような社会づくりが必要とされているのです。わたしたちは、誰もが年をとり、高齢者となります。高齢者の問題は、わたしたち自身の問題でもあるのです。

# HIV感染者・ハンセン病患者等 —隔離から共生へ—

HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

しかしながら、HIV感染症・エイズについては、自分とは関係のない一部の人の病気であるという意識が根強く残っており、感染者に対する偏見・差別につながったりする状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、わが国では、古くから施設入所を強制する隔離政策がとら

れてきました。また、隔離政策が終了した後も、入所者の多くは、長期間にわたる隔離によって、家族や親族などとの関係を絶たれています。さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり問題となっています。

## 正しく知ることから

わたしたちの身のまわりには、様々な感染症があります。その中で、HIV感染者やハンセン病患者・元患者を、誤った知識や思い込みから、偏見や差別で苦しめてきました。

今、わたしたちに求められているのは、正しい知識を持つことです。さらに、誤った知識や思い込みを、正しい知識に修正していくことで、わたしたちの意識を「知ること」だけにとどまることなく、「行動すること」へと変えていくことができるのではないのでしょうか。



## 外国人 —外国人との共生—

### お互いを認め合うことから



大分市人権フォトコンテストの作品

国際化の進展により、日本に住む外国人の数は、年々増加しています。

このような状況の中、言葉や文化の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場での入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに、言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域社会になじめないなどの問題も起こっています。

外国人に対する偏見、差別をなくすためには、ふれあうことが有効であると言われています。外国人に対する先入観や、言葉の違いに躊躇するのではなく、交流を通して、多様な文化を知ることが大切です。

大分市においても、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントが行われています。このようなイベントをきっかけとして、日本の文化を相手に押し付けるのではなく、外国の文化や習慣などを理解して、共に生きる社会をつくっていくことが大切です。

### ～ダイバーシティ～

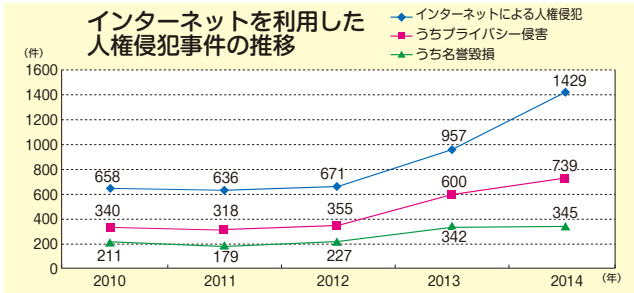
ダイバーシティとは日本語で「多様性」を意味します。多様な人種の人々が生活する米国で生まれた考え方を発展させたもので、人種に限らず、性別、年齢、個性、価値観、健康状態、さらには働き方の違いなど、様々な違いを積極的に受け入れることで、ビジネスの成長につなげようという考え方です。一人ひとりの人権を尊重しつつ、それぞれの能力が最大限に発揮されれば、多様な視点で問題解決ができたり、既存の慣習や概念にとられない斬新なアイデアが生まれやすくなるなど、多くの効果が期待できるというものです。このように、人権を尊重する取組は、かつては同質であることをよしとしてきた日本企業にも注目され始めています。

## ヘイトスピーチ —豊かで安心できる社会の実現のために—

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような人種差別的なヘイトスピーチ（憎悪表現）が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ぬ」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣活動は、周囲や関係者に不安感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～10年に京都市の学校周辺で行われたヘイトスピーチについては、「人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせる意図がある」として、2014（平成26）年12月に人種差別であることを認める判決が出されました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてのことです。

また、2014（平成26）年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。

# インターネット — 個人情報 を大切に —



インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板などは、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があり、さらに、匿名性が高く、人の表情が見えないために表現が過激になりがちです。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。安易な書き込みをすることは、人の生活や命にかかわるような差別事象にまで発展することもあり、子どもたちの生活の中では、いじめの手段として使われることもあります。

また、一旦インターネット上に掲載された情報は、次から次へと容易に転載されるために、問題が大きくなる場合もあります。情報化が進み、あらゆる情報が電子データにされていますが、「部落地名総鑑」のような差別的な図書もデータ化され、瞬時にばらまかれる危険性もあるのです。

## 拉致問題 — 会いたい! ただ一つのねがい —

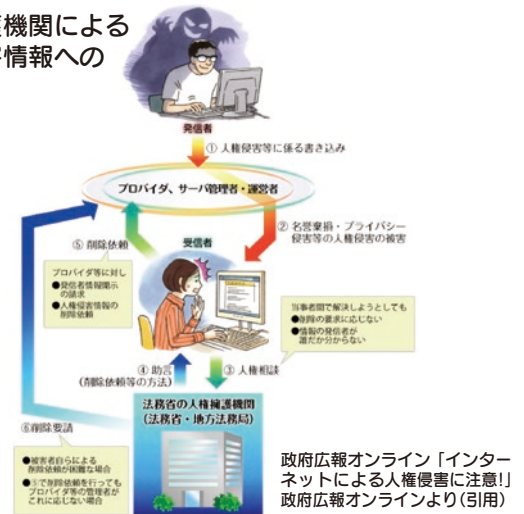
### 拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることがあきらかになったため、政府は1991（平成3）年以来、北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮は、頑なに否定し続けてきましたが、2002（平成14）年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。そして、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010（平成22）年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

最近では、スマートフォンや携帯電話を所持する子どもが増えており、「使いすぎ」や「無料通話アプリ(LINE等)によるいじめ」などが問題となっています。

### 人権擁護機関による人権侵害情報への対応(例)



### 豊かな生活につなげるには

インターネットは、世界で起こっている出来事に関する情報をリアルタイムで入手することができると同時に、他の人と情報のやり取りが瞬時にできるため、たいへん便利です。この便利さを、すべての人の生活を明るく豊かなものにつなげていくために、インターネットとの関わり方をみつめなおし、本来の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められているのです。

### 拉致問題の解決に向けて

国際連合においては、毎年我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。さらに、2006（平成18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。また、拉致問題についての認識を深めるため、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、自分や自分の家族だったら…。わたしたちには、被害者や被害者の家族の立場に立って、考え行動することが求められているのではないのでしょうか。

# Ⅳ 人権が守られる社会へ

## 世界や国の動き

わたしたちが、お互いに人間らしく幸せに暮らしていくには、一人ひとりの自由と平等が保障されなければなりません。人種や性別、出身地などにより、差別したり、されたりしてはならないことは、言うまでもありません。

1948(昭和23)年12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。この第1条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとうたわれています。その人権尊重の精神は国際的な人権基準として世界各国に広まっていきました。

日本では世界人権宣言が採択された日を最終日とする12月4日～10日を人権週間としています。

### 世界人権宣言 1948年12月10日採択(要約版)

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 第1条 平等の権利                               | 第18条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利          |
| 第2条 差別されない権利                            | 第19条 意見を言葉や文字などで表したり、情報を受け取る権利        |
| 第3条 自由に安心して生きる権利                        | 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利         |
| 第4条 奴隷にされない権利                           | 第21条 政治や選挙に参加する権利                     |
| 第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利       | 第22条 人間らしく生きることができるよう保障を受ける権利         |
| 第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利                | 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利       |
| 第7条 法律で平等に扱われる権利                        | 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利                |
| 第8条 裁判で守られる権利                           | 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利        |
| 第9条 理由なく捕まえられたり、国から追いつ出されない権利           | 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利              |
| 第10条 公正な裁判を受ける権利                        | 第27条 社会の文化的生活に参加する権利                  |
| 第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利  | 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利            |
| 第12条 私生活の自由が守られる権利                      | 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務 |
| 第13条 住む場所を自由に選べる権利                      | 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利         |
| 第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利 |                                       |
| 第15条 ひとつの国の国民となる権利                      |                                       |
| 第16条 結婚して家庭を持つ権利                        |                                       |
| 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利            |                                       |

### 人種差別撤廃条約の締結

1995(平成7)年12月、日本は「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」を批准しました。この条約が対象とする差別は、狭義の人種差別だけでなく、部落差別、アイヌの人々に対する差別、在日韓国人・朝鮮人をはじめとした民族差別なども含まれています。

### 日本政府に対する勧告

各国の人権をめぐる状況を、国連の規約人権理事会が把握し、改善するようにと勧告が行われています。1998(平成10)年11月19日に、日本政府に対して勧告が出されました。

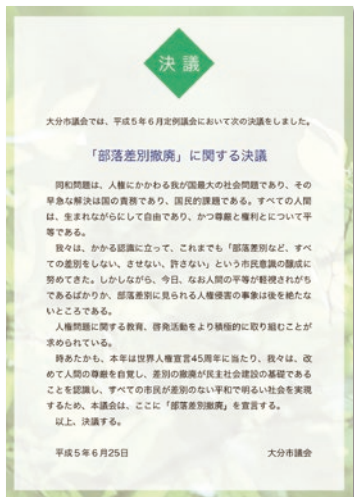
- 国籍、戸籍及び相続権に関し、婚外子に対する差別について引き続き懸念を有する。
- 日本国民ではない在日韓国人・朝鮮人マイノリティに対する差別の事例に懸念を有する。
- 言語及び高等教育に関するアイヌ先住民マイノリティの人々に対する差別について懸念を有する。
- 部落差別に関し、教育、所得、効果的救済制度に関し差別が続いている事実を締約国が認めていることを認識する。締約国が、このような差別を終結させるために措置をとることを勧告する。など全部で35項目に及ぶ勧告がされています。

# 大分市の人権・同和教育の取組①

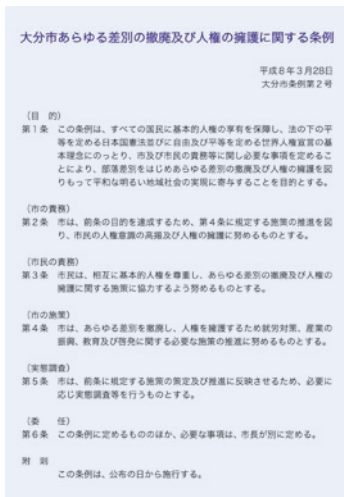
## —差別のない明るい大分市をめざして—

1993(平成5)年6月の定例会市議会で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。  
 1996(平成8)年3月の定例会市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。  
 2004(平成16)年12月「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

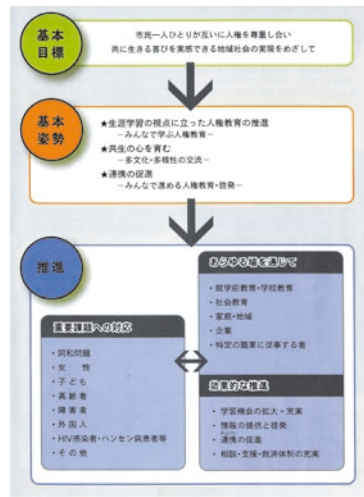
大分市「部落差別撤廃」に関する決議



「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」



大分市人権教育・啓発基本計画



### ①学校教育の取組

同和教育をはじめとするあらゆる人権問題の解決には、教育が大きな役割をもちています。教育は、人間が人間を大切にする営みでなければなりません。すなわち、差別を正しく認識し、社会の中に根強く残っている部落差別を中心としたすべての不合理な差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することが目的です。

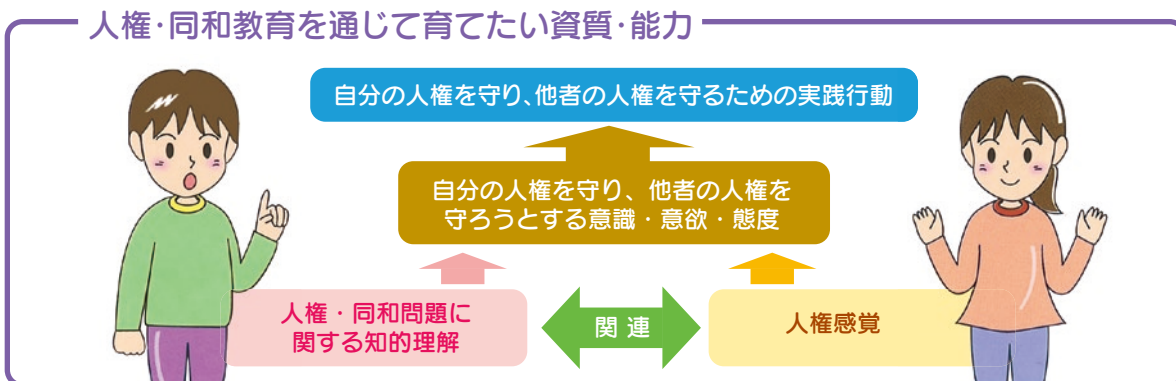
このような学校における人権・同和教育は、昭和50年代に始まりました。1965（昭和40）年に出された同和对策審議会答申で、教育の重要性が指摘され、同和教育推進教員が配置されたのが日本の人権・同和教育の始まりです。

大分市の人権・同和教育は、同和教育推進教員が中心となり、言われなき差別に苦しむ

子どもたちの問題を解決しようとした同和教育が礎となり、現在に至っているのです。

今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原則とし、人権に関する知的理解を図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるような子どもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、PTAと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気づき、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。



## ②社会教育の取組

人権フェスティバルとして、年間を通じ「差別をなくす市民啓発講演会」「お楽しみ映画上映会」「商業施設での啓発活動」など子どもから高齢者まで多くの市民が参加できるような内容で実施し、思いやりとやさしさのある地域社会の実現をめざしています。

また、大分市内にある13の地区公民館と

35の校区公民館、553の自治公民館が中心となり、暮らしの中の人権講座、映画・ビデオ上映会、パネル展示、人権・同和問題専門講座、人権標語など地域の実情に応じて、人権教育の推進が図られています。

(※公民館の数は2016年1月末現在)



おおいた人権フェスティバル



人権ポスター・フォトコンテスト作品展示

## ③各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組

2010(平成22)年度をもって、市内全域に13の地区人権教育(尊重)推進協議会が整備されました。この協議会は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、人権尊重の精神を暮らしの中に生かしていく行動力を身につけた地域住民の育成に努め、明るく住みよい地域づくりを目的として設立されたものです。

それぞれの地域において、実情に応じて、講演会や、自治会をはじめとする団体ごとに少

人数による地区懇談会<sup>こんだんかい</sup>などを実施したり、人権標語の募集・掲示<sup>ぼしゅう</sup>などの啓発活動に取り組んでいます。



(各人権協エリア概略図)



地区懇談会



人権講演会・人権標語の表彰



夏祭りでの啓発活動

## ④大分市人権・同和教育推進連絡協議会の取組

大分市人権・同和教育推進連絡協議会<sup>れんらく</sup>は、「部落差別をなくし、憲法に定められた基本的人権を確立し、人権・同和教育を積極的に推進すること」を目的として、1978(昭和53)年1月「大分市同和教育推進連絡協議会」として、「社会教育部会」と「学校教育部会」の2部会でスタートしました。

その後「行政部会」を設置し3部会となり、

2001(平成13)年度に「企業部会」を設置し4部会となりました。2002(平成14)年5月に「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」に改称、同年「地域部会」を設置し5部会となりましたが、2007(平成19)年度に「行政部会」を「社会教育部会」に包含し、現在の4部会となりました。

# 大分市の人権・同和教育の取組②

## 人権啓発センター「ヒューレおおいた」

2013（平成25）年7月、ホルトホール大分内に、人権啓発センター（愛称：ヒューレおおいた）がオープンしました。この人権啓発センターは、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた人権啓発を推進し、また人権に関する市民の交流を図るための施設です。

※愛称「ヒューレおおいた」…人権啓発の英語表記「human rights enlightenment(ヒューマンライツ エンライトメント)」の頭文字「hu」「r」「e」をとって「ヒューレおおいた」としています。

### 施設について 人権・同和問題に関する相談や学習のための設備があります

#### 【展示コーナー】

大分市の人権に関する取組や基本計画に掲げる重要課題<sup>か</sup>の現状や課題等を紹介する「常設展示コーナー」や、様々な人権問題について学習する「特別展示コーナー」を設置しています。



#### 【図書・DVD等閲覧コーナー】

人権に関する図書やDVDなどを閲覧できます。また貸し出しも行います。貸し出しは、一度に3冊、DVDは2枚まで、15日以内の期間でできます。

※貸し出しには、貸し出し登録申請が必要です。



#### 【ミーティングルーム】

人権・同和問題の学習や研修ができます。



人権講話の様子

#### 【啓発モニター】

65インチのモニターで人権啓発DVDなどを上映しています。



# 事業について 人権啓発、教育に係わる様々な事業を行っています

## 【講座・講演会】

地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした講座や中学生・高校生を対象とした講演会（演劇）を開催しています。



にんげんセミナー



にんげん劇

## 【相談(相談室)】

人権に関する総合案内的な窓口として、面談等による人権相談に応じています。

※第1水曜日（午前10時～正午、午後1時～午後3時）は人権擁護委員による相談も実施しています。



## 【学校・団体の受け入れ】

各種団体、学校等の人権・同和教育を支援するため、DVD等を活用した研修や、小中学校児童・生徒対象の体験活動や講話を行っています。



妊婦<sup>ぎし</sup>擬似体験



高齢者擬似体験



人権パネル学習

## 人権体験学習の感想

- わたしはお年寄りがどれだけ大変かがわかりました。一緒にくらしているおばあちゃんにやさしくしたいです。  
(小学生) <高齢者擬似体験>
- 妊婦さんがこんなに体が重いとは知りませんでした。私を産んでくれたお母さんにありがとうございます。  
(小学生) <妊婦擬似体験>
- 無意識のうちに僕たちは物事に対する思い込み・固定観念を強めてしまっており、そのようなことにとらわれてはいけないということを教えていただきました。お互いを認め合い、ともに生きていく社会「共生社会」の中で生きる一員として自分ができることを考えていきたいです。  
(中学生)



## 人権啓発センター「ヒューレおおいた」

〒870-0839 大分市金池南1丁目5番1号「ホルトホール大分」1階  
TEL 097-576-7593 FAX 097-544-5708

◎開館時間 午前9時～午後6時  
◎休館日 毎月第2・第4月曜日  
(ただし、その日が祝日の場合は翌日以降の平日)  
年末年始(12月28日～1月3日)

## 「人の値うち」

何時かもんぺをはいて  
バスに乗ったら  
隣座席の人は私を  
おばはんと呼んだ

戦時中よくはいたこの活動的なものを  
どうやらこの人は年寄りの  
着物と思っているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て  
自動車に乗ったら  
人は私を奥さんと呼んだ  
どうやら人の値打ちは  
着物で決まるらしい

講演がある  
何々大学の先生だと言えば  
内容が悪くとも  
人々は耳をすませて聴き  
良かったと言う  
どうやら人の値うちは  
肩書きで決まるらしい

名も無い人の講演には  
人々はそわそわして帰りを急ぐ  
どうやら人の値うちは  
学歴で決まるらしい

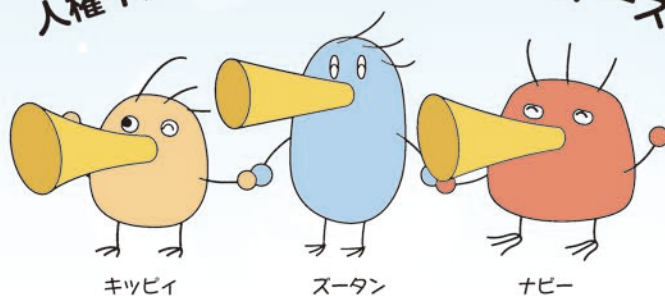
立派な家の娘さんが  
部落にお嫁に来る  
でも生まれた子供はやっぱり  
部落の子だと言われる  
どうやら人の値うちは  
生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日  
このあやまちに気付くであろうか

江口いと 作

※部落：二つの意味があります。  
一つは、部落の基本的単位。  
もう一つは、被差別部落の略称、  
江口さんは、後者で使っています。

### 人権イメージキャラクター「キズナーズ」



大分市教育委員会 教育部 人権・同和教育課  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

発行：大分市教育委員会  
発行年月日：平成28(2016)年3月31日